

令和8年2月9日
(2026年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市文化振興審議会
会長 藤野 一夫

吹田市文化会館の次期指定管理者候補者選定の方法について（答申）

令和8年2月9日付け、当審議会に諮問された標記のことについて、吹田市文化振興基本条例第19条第2項の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 答申

吹田市文化会館の次期指定管理者は、非公募で選定すべきである。

2 付帯意見

本審議会の答申に際して別紙のとおり意見を付します。

令和7年度吹田市文化振興審議会答申 付帯意見

本審議会は、吹田市文化会館の指定管理者の次期選定方法について、非公募で行うことを妥当と判断したことにあたり、次の事項を踏まえる必要があることから意見を付す。

(1) 文化・芸術に対する知識、経験を有する人材確保の必要性

指定管理者制度の導入以降、指定管理期間内に限定した非正規職員の拡大など雇用条件の不安定化が進み、専門人材の育成が困難になっている。またコロナ渦の影響も重なり、文化・芸術分野における専門人材の不足が顕著になっている。

一方、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年施行）では、「文化芸術の特性を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある」（前文）こと、また「劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保する」（第13条）ことを明記している。

この劇場法に則り、吹田市文化会館は文化を未来へつなぐ支え手の一翼として、今後も長期的な育成等により専門的な人材を適切に確保することが極めて重要である。

(2) 地域の文化行政の担い手としての実績

基礎自治体の文化施設においては「市民の」文化活動を支援し、また市民参加型事業を推進することが大きな目的である。そのためには、文化活動を行う市民、団体、他施設などとのネットワーク構築が必須であるが、その構築には相当の時間を要する。現指定管理者には、長年にわたり築き上げた確固たるネットワークがあり、これらの社会関係資本は市の大きな財産となっている。一定の年限で担い手が流動的になることは、施策推進の観点から懸念が払拭できないところであり、殊、文化政策においてはより慎重に検討するべきである。

(3) 現指定管理者の実績に対する評価

吹田市文化会館は、吹田市の文化振興施策を推進する中核的役割を担う施設であり、市と一体的な事業展開が求められる。また、吹田市が現指定管理者を、高度な専門性を有する組織として設立した意義を再認識するべきである。

指定管理者制度導入後も、現指定管理者を非公募で選定し、安定的に管理運営できていることから、現指定管理者においては、長年積み上げられてきた知識、経験と優れた専門性を有する人材が定着し、地域の文化の牽引役となっていると評価できる。

吹田市の文化政策の着実な推進のためには、非公募での事業者選定を行い、現指定管理者による管理運営を継続する意義は大きい。

令和8年2月9日

吹田市文化振興審議会

会長 藤野 一夫